

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 文部科学省

No	7
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>
要望項目名	被用者年金の一元化等に伴う税制上の所要の措置
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項～3項で規定する業務の用に供する固定資産</p> <p>・特例措置の内容 日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項～3項で規定する業務の用に供する固定資産について、被用者年金の一元化及び新3階年金の創設に伴う同法改正後も、業務の重要性・公共性が変わるものではないことから、引き続き非課税措置とする。</p>
関係条文	<p>日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項、第2項及び第3項 地方税法第348条第2項第13号</p>
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる。 また、一元化法の成立により、共済年金の職域部分が廃止されることから、新たな年金（新3階年金）を設ける。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項～3項で規定する業務の用に供する固定資産については、地方税法第348条第2項第13号の規定により非課税とされている。 今般、被用者年金一元化法により、事業団法第23条第1項第7号に規定する年金の給付に関する業務である「私立学校教職員共済法に規定する長期給付」を「厚生年金保険法に規定する保険給付」とする改正を行ったところである。 これにかかる固定資産税非課税の対象となる固定資産は、給付の事務を実施する事務所の土地であり、今般の法改正後も引き続き年金の給付業務を実施することから、非課税措置を維持する必要がある。 また、新たな年金（新3階年金）創設に当たり、事業団法第23条第1項第7号の2として、新たな年金（新3階年金）である「私立学校教職員共済法に規定する長期給付」を加える改正を行うが、上記と同様に非課税措置を維持する必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	社会保障・税一体改革大綱 第1部 社会保障改革 第2章 社会保障改革の方向性 IV 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ
	政策の達成目標	短時間労働者への社会保険適用拡大や、被用者年金の一元化などにより、出産・子育てを含めた多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を構築する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	日本私立学校振興・共済事業団が所有する事務所：7施設の土地
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	加入者に対する年金給付業務は、固定資産税等が非課税であることを前提として、掛金等の制度設計を行っていることから、法改正後も引き続き非課税とすることにより、加入者や雇用者である学校法人の負担を増やすことなく、これまでと同等の掛金等の制度設計とすることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	固定資産税等の非課税対象となる固定資産は、給付の事務を実施する事務所の土地であり、事業団は、今般の法改正後も引き続き加入者に対する年金の給付業務を事務所において実施することから、非課税措置を維持することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし